

# 岐阜県地域公共交通協議会における各種手続き等について

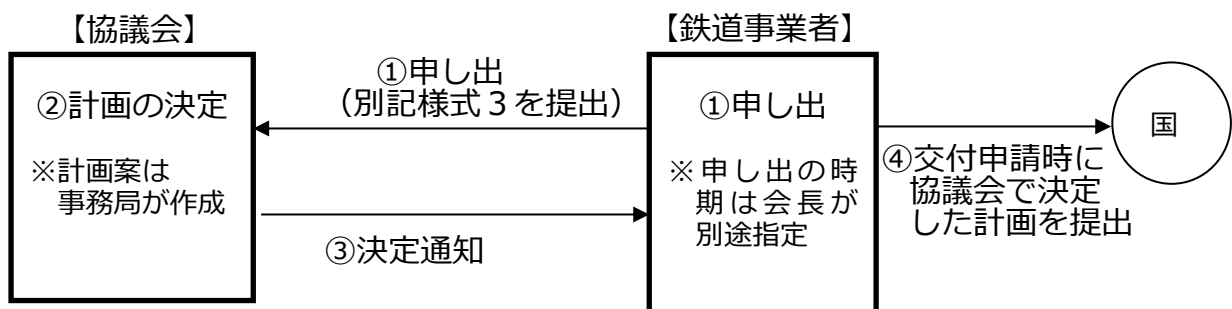
令和3年4月9日  
岐阜県地域公共交通協議会

- 岐阜県地域公共交通協議会における各種手続き等の主な流れや注意事項などを本書に記載します。
- 手続きの詳細については、岐阜県地域公共交通協議会事務局（県・公共交通課）にお問い合わせください。

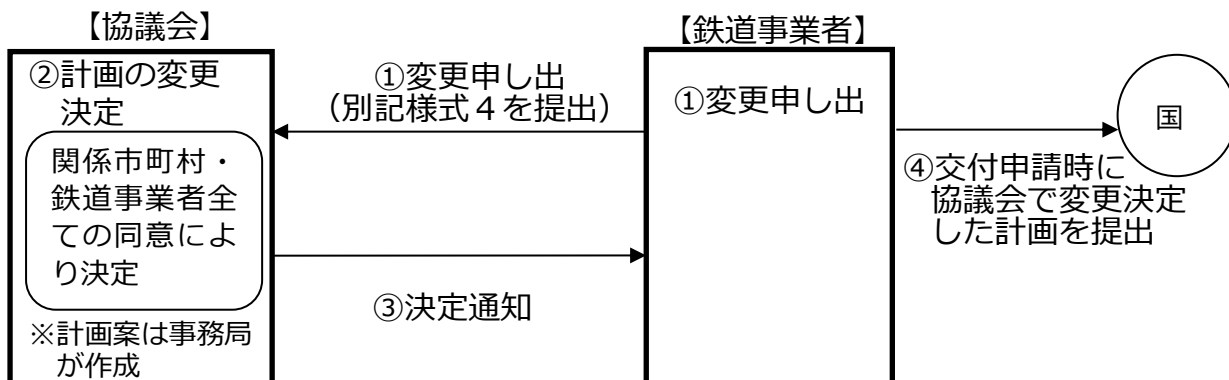
## 1 鉄道関係

### (1) 生活交通改善事業計画の策定

#### ア 計画の策定（当初）



#### イ 当初の計画内容を変更する場合

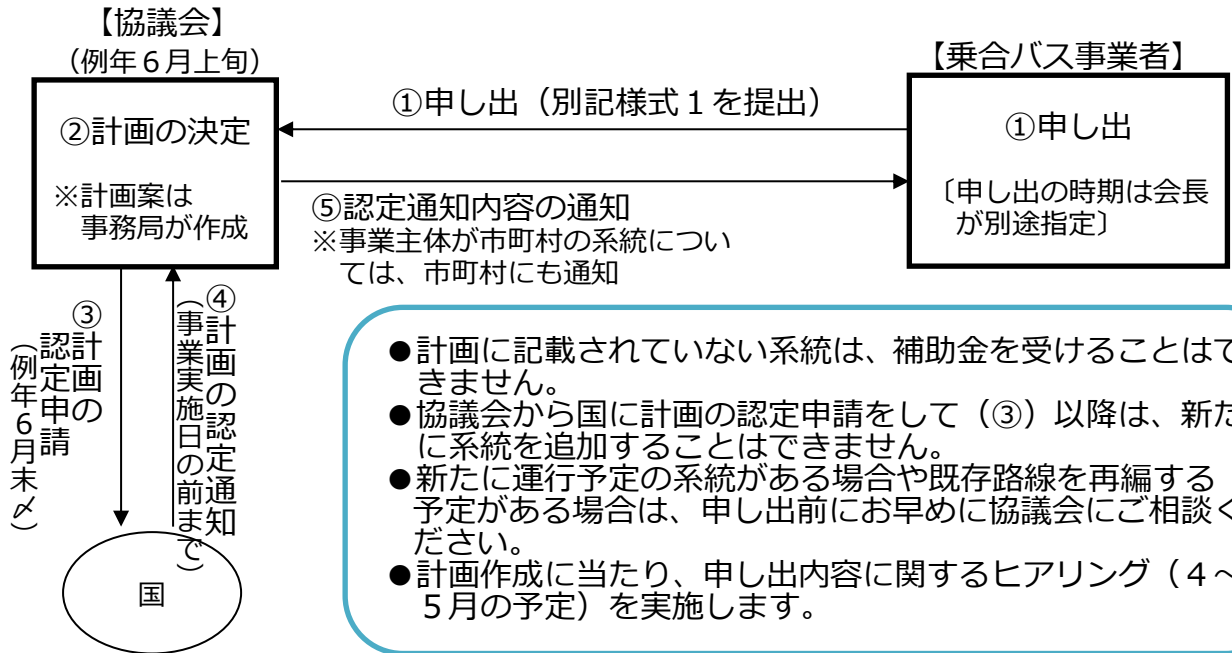


## 2 バス関係

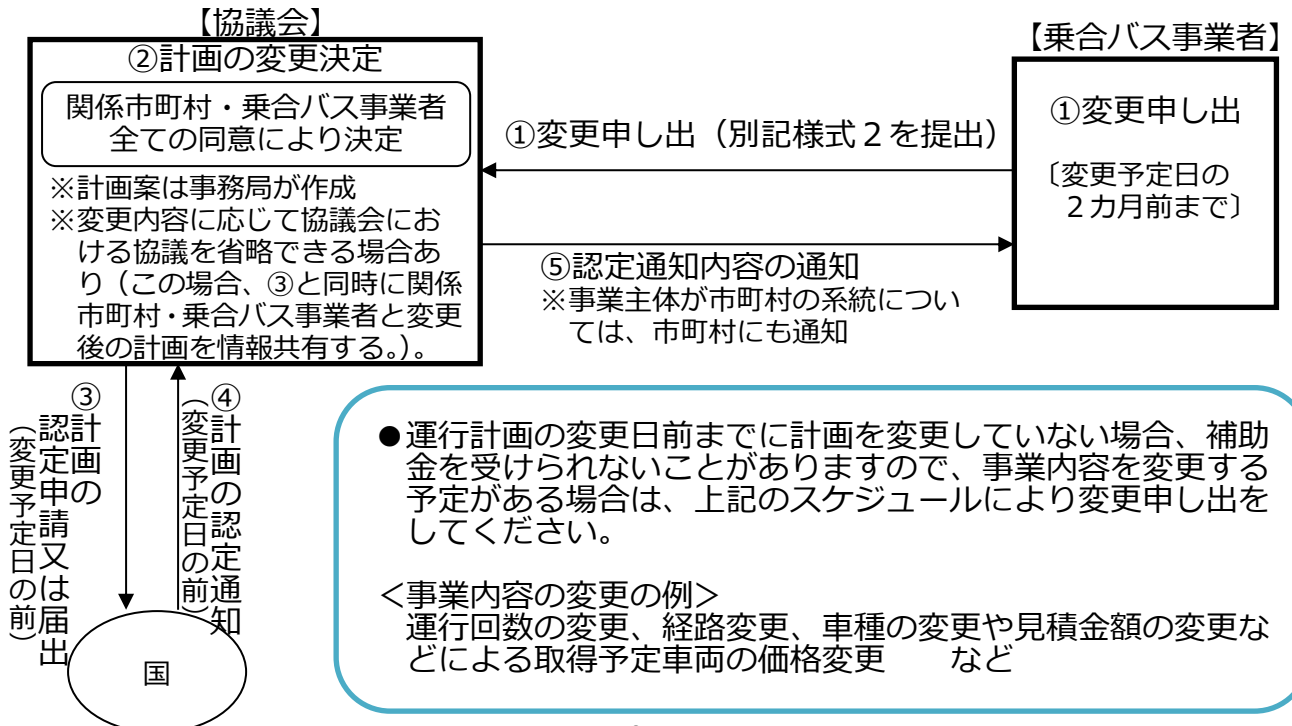
### (1) 地域間幹線系統確保維持計画の策定

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等補助金については、補助金の交付年度の前年度（例年6月末 $\times$ ）までに下記の流れで協議会から国に計画の認定申請を行います。

#### ア 計画の策定（当初）



#### イ 当初の計画内容を変更する場合

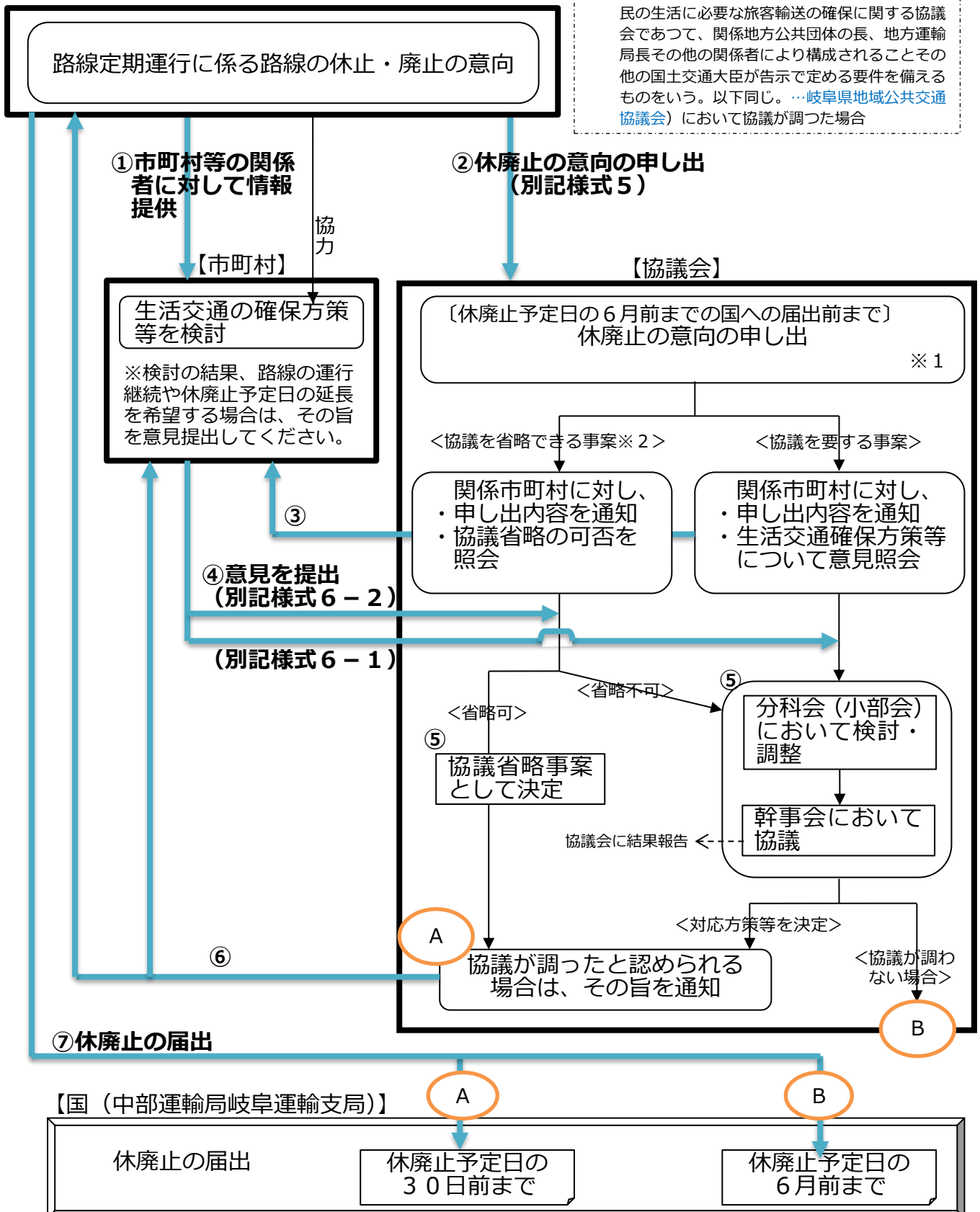


## (2) 路線の休止又は廃止

道路運送法施行規則第15条の4第2号に該当する場合は、下記のとおり手続きを進めます。

【乗合バス事業者】

※道路運送法施行規則第15条の4第2号…当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。…岐阜県地域公共交通協議会）において協議が調つた場合



※ 1 道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 号及び第 3 号に該当する場合は、協議会に対しする休廃止の申し出は不要です。この場合、協議会における協議等を経ることなく、乗合バス事業者が休廃止予定日の 30 日前までに国に休廃止の届出を行うこととなります。

第 1 号： 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

第 3 号： 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

- ↓
- 1 高速バス路線（50 km未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止の場合
  - 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
  - 3 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
  - 4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第 9 条第 2 項の規定による協議会において協議が調った場合 ……分科会規程第 5 条第 4 項

市町村長が主宰する道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号)第 6 条に規定する協議会は、協議会の分科会とみなす。なお、この場合の協議事項は、道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に定める路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に係る事項とする。

5 前 4 項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。

(5) 岐阜県を適用地域とする場合

- ① 休止から 1 年以上経過した路線の廃止
- ② 500 ㍍以内の区間の休止又は廃止

中部運輸局告示(平成 14 年 1 月 18 日中運局公示第 240 号)

※ 2 以下のア～ウまでのいずれかに該当するもので、関係市町村長全ての同意が得られた場合は、協議を省略する事案として取り扱います。

ア 休止又は廃止後も代替交通機関がある等、旅客の利便の確保が図られることが見込まれる場合で、休止又は廃止について関係市町村長及び会長が必要と認める者すべての同意を書面で得ているもの

イ 特定の施設に係る旅客を専ら輸送していた路線であって、当該施設の廃止により運送が必要でなくなったと認められるもの

ウ 単一市町村域内の休止又は廃止であるもの

## 【参考】

### 路線の休止又は廃止に係る法手続き関係法令

#### ◇道路運送法

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行つた場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

#### ◇道路運送法施行規則

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

◇中部運輸局告示（平成14年1月18日中運局公示第240号）

道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定に基づく「旅客の利便を阻害しない場合」を下記のとおり公示する。

記

- 1 高速バス路線（50km未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止の場合
- 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 3 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- 4 当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第9条第2項の規定による協議会において協議が調った場合
- 5 前4項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。
  - （5）岐阜県を適用地域とする場合
    - ① 休止から1年以上経過した路線の廃止
    - ② 500km以内の区間の休止又は廃止

◇道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に関する手続の取扱いについて  
（平成13年9月26日国自旅第九二号）

省略

## 岐阜県地域公共交通協議会等運営要領

平成23年 6月15日

平成25年 4月 1日(改正)

平成26年 4月10日(改正)

平成27年 4月 9日(改正)

平成30年 2月26日(改正)

令和 3年 4月 9日(改正)

岐阜県地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、協議会規約第19条に定める「協議会の運営に関し必要な事項」については、本要領のとおりとする。

### 1 地域間幹線系統確保維持計画の策定に係る手続きについて

協議会規約第7条第3項第4号に定める国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業)に係る計画のうち、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第7条第2項に定める地域公共交通確保維持事業に限定した計画(以下「地域間幹線系統確保維持計画」という。)の策定に係る手続きについては、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

#### (1) 地域間幹線系統確保維持計画への位置づけの申し出

道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「乗合バス事業者」という。)は、国要綱第2編第1章第1節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び第3節車両減価償却費等国庫補助金の交付を受けようとする場合、会長が指定する日までに、別記様式1により補助金の交付を受けようとする事業について、会長に対して地域間幹線系統確保維持計画への位置づけを申し出るものとする。

#### (2) 地域間幹線系統確保維持計画の決定等

会長は、(1)に基づく申し出内容等を踏まえ、国要綱第7条第1項各号及び第21条第1項各号に掲げる事項を記載して事務局が作成した地域間幹線系統確保維持計画について、協議会規約第7条第3項第4号に基づき決定したうえで、国要綱第8条に基づき国に認定申請するものとする。

#### (3) 変更申し出

乗合バス事業者は、(2)に基づき決定した地域間幹線系統確保維持計画に位置付けた事業の内容に変更が生じる場合は、原則として変更予定日の2カ月前までに別記様式2により、会長に対して事業の内容の変更を申し出る(以下「変更申し出」という。)ものとする。

#### (4)地域間幹線系統確保維持計画の変更等

会長は、(3)に基づく変更申し出があったときは、変更内容に応じて次のア及びイに定めるところにより、地域間幹線系統確保維持計画の変更手続きを行うものとする。

##### ア 事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じる場合

会長は、協議会規約第7条第4項に基づき、事業に関係する市町村及び乗合バス事業者全ての合意を得て地域間幹線系統確保維持計画の変更を決定したうえで、国要綱第9条に基づき国に変更認定申請するものとする。

ただし、国要綱第2編第1章第1節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じる場合で、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(以下「国実施要領」という。)2.(1)④イ.の規定に該当する場合は、会長は、協議会規約第7条第4項に基づき決定したものとして取り扱うことができる。この場合、会長は、変更後の地域間幹線系統確保維持計画について、事業に関係する市町村及び乗合バス事業者と情報共有するものとする。

##### イ 事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じない場合(事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合を除く。)

会長は、変更後の計画について国実施要領2.(1)⑮ア.に基づき変更届出を行うものとする。

なお、国要綱第2編第1章第1節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る事業の内容の変更については、変更後の地域間幹線系統確保維持計画について、事業に関係する市町村及び交通事業者において情報共有するものとする。

#### (5)地域間幹線系統確保維持計画の認定通知

会長は、(2)及び(4)に基づき国に申請等した地域間幹線系統確保維持計画について、国から国要綱第10条第1項及び第22条に基づく通知があったときは、乗合バス事業者(事業主体が市町村の場合は乗合バス事業者及び市町村)にその通知内容を通知するものとする。

## 2 生活交通改善事業計画の策定に係る手続きについて

協議会規約第7条第3項第4号に定める国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業及び鉄道施設総合安全対策事業)に係る計画のうち、国要綱第99条第2項に定める鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画及び鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(以下「国鉄道要綱」という。)第32条第1号に定める計画(以下「生活交通改善事業計画」という。)の策定に係る手続きについては、次の(1)から(4)までに定めるところによる。

### (1)生活交通改善事業計画への位置づけの申し出

国要綱第98条第3項に定める鉄道事業者及び国鉄道要綱別表1に定める鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助対象事業者のうち鉄道事業者(以下「鉄道事業者」という。)は、国要綱第3編第3章鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び国鉄道要綱第6章鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金の交付を受けようとする場合、会長が指定する日までに、別記様式3により補助金の交付を受けようとする事業について、会長に対して生活交通改善事業計画への位置づけを申し出るものとする。



(2) 生活交通改善事業計画の決定等

会長は、(1)に基づく申し出内容等を踏まえ、国要綱第99条第1項各号に掲げる事項及び国鉄道要綱第34条第2項各号に掲げる事項を記載して事務局が作成した生活交通改善事業計画(国要綱第99条第3項に定める追記書類及び国鉄道要綱第34条第3項に定める追記書類含む。)について、協議会規約第7条第3項第4号に基づき決定するものとする。

(3) 変更申し出

鉄道事業者は、生活交通改善事業計画に位置付けた事業の内容に変更が生じる場合は、会長が指定する日までに別記様式4により会長に対して変更申し出をするものとする。

(4) 生活交通改善事業計画の変更等

会長は、(3)に基づく変更申し出があったときは、協議会規約第7条第4項に基づき、事業に関係する市町村及び鉄道事業者全ての合意を得て生活交通改善事業計画の変更を決定するものとする。

(5) 生活交通改善事業計画の決定通知

会長は、(2)及び(4)に基づき生活交通改善事業計画を決定したときは、決定した内容を関係する鉄道事業者に通知するものとする。

3 路線の休止又は廃止に係る手続きについて

道路運送法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められるとして道路運送法施行規則第15条の4第2号に定める場合の手続きについては、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

(1) バス路線の休止又は廃止に係る申し出

乗合バス事業者は、道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る路線(以下「バス路線」という。)を休止又は廃止しようとする場合は、原則として道路運送法第15条の2第1項に定める休止又は廃止の予定日の6月前までの国への届出を行う前に、次のアからケまでに掲げる事項を記載又は資料添付した別記様式5により、会長に対してその意向を申し出るものとする(道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第3号に定める場合を除く。)

なお、乗合バス事業者は、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて(国自旅第92号)」I. 1. (1)に定める事業計画変更事前届出書及び同(2)に定める添付書類の写しの添付をもって次のアからケまでに掲げる事項を記載等した資料の添付に代えることができる。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 休止し、又は廃止しようとする路線

ウ 休止又は廃止の予定日

エ 休止に係る場合は、予定する休止の期間

オ 休止又は廃止を必要とする理由(簡潔に記載すること。また、詳細な説明は、別紙によること。)

カ 休止し、又は廃止しようとする路線の路線図

キ 休止し、又は廃止しようとする路線の現況を記載した書類であって次に掲げるもの

- (ア) 輸送量(最近3年間の実績:主な停留所間の流動データ、平均乗車密度、定期旅客数)
- (イ) 運行状況(運行回数等)
- (ウ) 収支状況(最近3年間の営業収支実績等)
- ク 休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- ケ その他当該路線を巡る状況の変化等

## (2) 関係市町村等への事前の情報提供等

乗合バス事業者は、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、(1)の申し出を行う前に、関係市町村等に情報提供を行うものとし、情報提供の時期及び内容について配慮するものとする。

なお、乗合バス事業者から情報提供を受けた市町村は、速やかに生活交通の確保方策の検討を行うものとし、乗合バス事業者は市町村が生活交通の確保方策の検討を行うに当たり協力するものとする。

## (3) 関係市町村長への意見照会

会長は、(1)に基づく申し出があったときは、関係市町村長に申し出の内容を通知し、生活交通の確保方策等について意見を求めるものとする。

この場合、関係市町村長は、生活交通の確保方策等を検討し、会長が指定する日までに、別記様式6-1((4)なお書きに定める協議を省略できる事案に該当する場合は、別記様式6-2)により会長に対し、意見(路線の運行継続や休止又は廃止予定日の延長を希望する場合を含む。)を述べるものとする。

## (4) 協議の実施及び協議を省略できる事案

会長は、関係市町村長の意見を尊重し、生活交通の確保方策等について、分科会において検討及び調整を行ったうえで、幹事会において協議を行うものとする。

なお、会長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合であって、分科会及び幹事会における協議を省略できる事案として取り扱うことについて、別記様式6-2により関係市町村長全ての同意が得られた場合は、協議を省略することができるものとする。

- ア 休止又は廃止後も代替交通機関がある等、旅客の利便の確保が図られることが見込まれる場合で、休止又は廃止について関係市町村長及び会長が必要と認める者すべての同意を書面で得ているもの
- イ 特定の施設に係る旅客を専ら輸送していた路線であって、当該施設の廃止により運送が必要でなくなったと認められるもの
- ウ 単一市町村域内の休止又は廃止であるもの

## (5) 休止又は廃止の決定

会長は、(4)の協議結果を踏まえ、道路運送法施行規則第15条の4第2号に定める協議が調ったと認められる場合は、(1)の申し出を行った乗合バス事業者及び関係市町村長並びに岐阜運輸支局長あてに協議が調ったことについて通知するものとする。